

令和5年度
佐賀市職員採用試験案内
— 特定任期付職員（弁護士） —
随時募集

（※合格者が採用予定人数に達した時点で受付終了）

政策立案や法的課題への対応強化、及び職員の法務能力の向上や住民相談等への迅速な対応等を図るため、弁護士の資格を有し、高度で専門的な知識・能力を有する人材を募集します。

1 職種・採用予定人員

職種	採用予定人員	主な業務内容
弁護士 （特定任期付職員）	1名	① 法的視点を取り込んだ、政策等の企画・立案に関する業務 ② 職員向けの行政法律相談、訴訟・行政不服審査への対応 ③ 行政対象暴力や不当要求行為等への対応 ④ 条例等例規整備に係る指導・助言、債権管理・回収業務等の指導・助言、コンプライアンスの施策立案 ⑤ 弁護士の専門性を発揮できる行政事務全般

2 任期

採用日から令和8年3月31日まで

※職務の進捗状況、勤務成績等により、採用された日から5年以内の範囲で、採用者の同意の上、任期を更新することがあります。

3 受験資格

職種	要件
特定任期付職員 （弁護士）	次のいずれの要件にも該当する人 ① 弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録されている人 ② 弁護士としての実務経験が2年以上ある人（応募日現在）

(1) 最終合格後、実務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、受験要件に掲げる実務経験期間が確認できない場合は採用されません。

(2) 次の①～④のいずれかに該当する方は受験できません。

- 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 佐賀市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 日本国籍を有しない者

4 試験の方法

試験		対象方	試験の内容
第一次試験	書類選考	全受験者	受験申込時の提出書類による選考
第二次試験	面接試験	第一次試験合格者	主として人物、識見等についての個別面接

5 試験の日時・会場・合格発表

試験	日時	会場	合格発表
第一次試験	(随時)書類選考		合否に関わらず文書で通知
第二次試験	受験者に直接通知	佐賀市役所 本庁	合否に関わらず文書で通知

6 受験手続

(1) 試験案内・受験申込書・自己PR書の請求方法

直接受け取る場合	次の場所に備えていますので、直接お受け取りください。 ・佐賀市役所本庁 総合案内(1階) ・人事課(7階)
インターネットでダウンロードする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市ホームページから受験申込書及び自己PR書の様式をダウンロードできます。 ・自己PR書は、全2ページあります。 A4サイズ/片面印刷でプリントアウトしてください。 詳しくは、佐賀市ホームページ(トップ→職員募集)を御覧ください。 □佐賀市ホームページアドレス ⇒ http://www.city.saga.lg.jp



(2) 申込方法

申込方法	<p><u>受験申込書と自己PR書を一緒に御提出ください。自己PR書の添付がない受験申込は受付できません。</u></p> <p>郵送の場合は、封筒に「採用試験申込」と朱書きしてください。</p> <p><受験申込書></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験申込書に必要事項を記入し、3ヶ月以内に撮影した本人の写真(縦4cm×横3cm程度)を貼り、佐賀市役所総務部人事課へ郵送又は持参により提出してください。 <p><自己PR書></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己PR書は、全2ページあります。漏れなく記載してください。 ・自己PR書の左上部分をホチキス止めの上、提出してください。
申込先	佐賀市役所総務部人事課 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 電話番号 (0952)40-7030(直通)
受付期間	随時(※合格者が採用予定人数に達した時点で受付終了) ・持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。 (土曜日、日曜日及び祝日は、受け付けできません。)

(3) 受験票の発送

受験票は書類選考後、合格者にのみ郵送します。

7 合格から採用まで

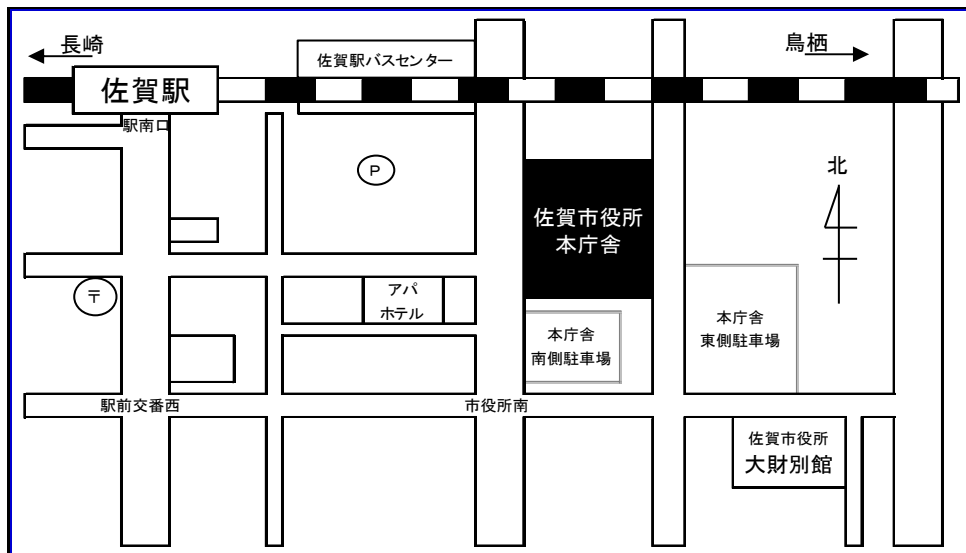
- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録されます。
なお、採用候補者名簿に登録された全員が必ず採用されるとは限りません。
- (2) 採用候補者としての有効期間は、登録の日から1年間です。
- (3) 受験資格がないこと、又は受験申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合には、合格を取り消すことがあります。
- (4) 採用された場合、この採用に伴う移動及び居住地移転等に要する一切の費用は支給されません。

8 給与

- (1) 年収 約660万円～900万円程度(期末手当・業績手当含む)。
※実務経験やその職責等に応じて任命権者が決定します。
- (2) その他、通勤手当、退職手当が支給要件に応じて支給されます。
- (3) 弁護士会の会費等は、自己負担となります。

9 問い合わせ先

(参考:佐賀市役所本庁周辺地図)



佐賀市役所総務部人事課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号(本庁舎7階)

TEL(0952)40-7030

佐賀市ホームページアドレス <http://www.city.saga.lg.jp/>